

平成14年度事業計画決定の件

平成14年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業計画(案)を次のとおり策定したので、承認を求める。

平成14年度事業計画(案)

第1 はじめに

1. リーガルサポートは早くも設立3周年を迎えようとしている。「成年後見制度」という、これまで誰も経験したことのない未開拓の分野への挑戦であったが、積極的な事業展開が社会的な注目を集め、成年後見制度を支える必要不可欠な公益法人として発展しつつある。

我が国は、急速な少子・高齢化の進行、要介護者の激増と家族の過重負担、判断能力の不十分な人々の財産管理などの焦眉の課題に直面しており、これに必要な介護保険、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の法的措置や社会的対応が今とられたばかりである。成年後見制度の受け皿として登場したリーガルサポートは、当該制度に欠かすことのできない機関となったばかりでなく、我が国の社会保障制度や社会福祉事業の一角を支える重要な役割をも期待されている。

この期待に応えるべく、すでに多くの会員が成年後見人等に選任され、幅広い後見活動を行っている。

リーガルサポートは、高齢者・障害者等の暮らしや安心を支えるいわば「公器」としての社会的機能を果たしており、もはや我々の都合や判断だけで活動を中断させたりすることは到底許されない存在となっていることを強く認識する必要がある。

一方、社会はリーガルサポートの家庭裁判所への申立件数や成年後見人等に選任された会員数、つまり「実績」に注目し期待していることも事実である。かかる視点から見ると、「実績」は未だ不十分であるとも言えよう。

平成14年度は、成年後見制度の受け皿にふさわしい「実績」作りに加え、いよいよ「職業後見人」としての具体的な実践活動に期待が寄せられることとなる。一定の研修を履修した法律専門家であることから、善管注意義務や身上配慮義務に意をつくした高度な事務処理能力も問われよう。司法書士としての矜持をもって、依頼された相談には誠実に対応し、後見人としての信頼と安心を高めることを旨とすべきである。制度の適切な運用により、「利用して良かった」「これで安心して生活できる」という高齢者・障害者・そして関係者の声が大きくなれば成年後見制度に対する信頼感は大きく醸成していくものと考えらる。

これを具体化するためには、全ての会員が成年後見事務に取り組むことから始めなけ

ればならない。担い手のいない地域や受託をためらうようなことがあってはならない。仮に、家庭裁判所や自治体等から成年後見人等の推薦依頼があるのに、その期待に応えられないのであれば受け皿としては失格と言わざるを得ない。なぜなら関係機関からの推薦依頼は社会的責務という次元にあり、理由もなく拒むようでは「契約違反」との謗りをも受けかねないからである。受け皿としての専門性、公正性、機動性、そして関係機関との連携を發揮できる団体がまだ少ない状況において、いかに利用者の期待に応えていくかが、リーガルサポートだけでなく今後の成年後見制度発展の鍵を握っているように思える。その意味で、まさにリーガルサポートの真価が問われる時期に入っている。

2. 成年後見制度の普及と利用の促進を図るため、「全国一斉無料成年後見相談会」の開催、「成年後見人養成講座」の開催、『実践成年後見』の編集、「公益信託成年後見助成基金」への支援、自治体等への出前方式による講座等の事業を、昨年同様さらに充実させて行う。

これまで、「よく知られていない」と評されてきた成年後見制度もようやく浸透へと転じつつある。リーガルサポートの本部だけでなく、支部にも一般の方々からの利用上の問い合わせが目立って増えてきている。旧制度に比べて、はるかに利用しやすくなったことが理解されてきたことの証である。地方公共団体も「市町村長による申立」に独自の要綱を作成するなどして本腰を入れて取り組もうとしている。これらのことなどを視野に入れると、リーガルサポートと成年後見制度の認知度をさらに高めておく必要がある。

注目すべきは、平成15年から、介護保険制度に続いて障害者福祉の分野においても、平成12年6月の社会福祉事業法改正を受け、知的障害児・者や身体障害者を対象とする障害者福祉サービスの利用方法が、大きく変わることがあげられる。つまり、障害者福祉においても従来の「措置」から「契約」による利用制度への変更がなされることとなっている。この利用方法は「支援費支給方式」といわれ、利用者(障害者)がサービス提供者と直接、福祉サービス契約をすることを基本としている。そして、障害者からの申請によりサービス費用から利用者負担額を控除した額を市町村が支援費として決定支給する形をとることになる。

知的障害の分野では近年「地域生活支援」が大きなテーマとなっており、厚生労働省では、平成13年度からは新たな入所更正施設の新設は認めず、全国に41万人いるといわれる知的障害児・者のうち施設入所している11万人を、毎年その10%について家庭・地域での自立した生活支援の方向で考えているということである。こうした知的障害の地域生活支援への流れや支援費支給方式への移行という状況の中で、利用者主体の支援や利用者保護の観点からも成年後見制度利用の必要性がますます認識されてくるのではないかと思われる。

これらの状況を踏まえると、前述した事業を通じて成年後見制度の普及と利用の促進を強化する好機と言える。介護保険制度の場合、「成年後見制度を利用していると介護サービスに間に合わない」との緊急避難的な事情があったが、「支援費支給方式」の利用

は、まだ時間的な余裕がある。平成15年4月までに市町村の「成年後見制度利用支援事業」等を利用し、支援・保護を求める判断能力の不十分な人々を制度のルールに乗せる必要がある。介護保険制度の施行時における混乱を学習しなければならない。

普及にあたっては、次のことを留意する必要がある。成年後見制度を知っている(聞いたことがある)人でも、成年後見人とはどのような職務を行うのか、してはならない行為はどのようなことか、制度を利用するとどのような利益があるのかなどを理解していないことが多い。また、制度を知っても手続きの煩雑さ、制度を資産家のためのものとする誤解、自分の生活や財産を他人に委ねることの不安、費用がかかる等の理由から利用に踏み切れない人も多い。普及活動にあたっては、利用者の環境や人間関係、心理状態などにも配慮しつつ、制度の仕組みをかみくだいてより一層わかりやすく説明する必要がある。

制度を普及させるためには、最高裁判所、法務省、家庭裁判所、公証人(会)、医師(会)、社会福祉協議会、社会福祉士会等の関係機関と緊密な連携体制を更に深くしていくことが必要である。特に公証人会とは定期的に協議会を開催し、厚生労働省や総務省に対しても継続した意見交換ができるように努力する。また、各施設、有料老人ホーム、病院、そして利用者団体等の関係団体は制度利用者の生活を直接支えるものであることから、交流を温めきめ細かい支援を行う。

家庭裁判所に対しては、各家庭裁判所において定期的な「成年後見制度運営協議会」だけでなく、後見人の職務に関する協力・支援の求め方、報酬の付与等個別具体的な課題についても必要に応じて協議を行う必要がある。

リーガルサポートは、公益法人という制約があるため、金融機関等の民間企業との協力関係については慎重ではあるが、現実には民間企業の活力を利用することで制度の普及に貢献できるという面も否定できない。したがって、今年度は徐々に相談システムの確立を目指したい。同時に、協力関係の申し入れのある民間企業については、内容を吟味のうえ柔軟で多面的な協力関係を築き、需要の掘り起こしを図る。

3. リーガルサポートの活動に伴い、組織の根幹に関わる諸問題が顕在化している。そのうちの1つが執務管理である。

リーガルサポートの設立準備が進む中、発起人は最高裁判所を訪ね、分厚いテキストを作成して研修を行っていること、会員には支部及び本部への報告義務があることを説明したところ、最高裁判所はその仕組みを評価して、全国の家庭裁判所へリーガルサポートを紹介してくれたという経緯がある。設立して間もない組織が最高裁判所から信頼された背景に、チェックシステム機能と義務研修による後見人養成が存在していたことを忘れてはならない。

この経緯と社会的評価の高まりを踏まえると、会員に対する指導・監督体制は一層充実しなければならない。会員から報告される事件の執務管理はリーガルサポートの組織

としての基盤をなすのみならず成年後見制度の適切な運営にかかわる重要な事業である。これが不十分ならば組織の意義は半減し、社会的信頼を裏切ることになると言わざるを得ない。

今年度は、指導監督部(仮称)を設け、全員の執務をバックアップするとともに後見業務等の事例収集を行い、分析及び技術の確立を行う。また、「支部レベルでは、最低限この程度の指導監督を行うべきである」という統一的な基準やマニュアルを設定し、各支部の実情にあった体制作りを行う。そして、執務管理の工夫・改善・簡素化を図りながら、会員の後見事務に関わる全ての報告書が執務管理委員会の調査・審査を通されるよう周知徹底を図りたい。

同時に、将来における成年後見人等への選任件数の増加をも視野に入れ、執務管理の方法(支部と本部との役割分担・簡素化など)を検討する。

4. リーガルサポート自体を法人後見人とする事例が増加している。リーガルサポートの定款には当法人が成年後見人となり成年後見事務を行う旨の事業目的がある。しかし、成年後見は利用者と自然人との信頼関係がベースになるものと位置づけていたので法人後見は少ないものと予測した。ところが、相談活動を開始してみると、平成14年3月で既に27の法人後見、法人後見監督人等に就任している。申請中のものも含め、今後もますます増加傾向にある。これは、当法人が社会的な信頼を集めている証左であり、歓迎すべき事態であるが、当法人としての法人後見システムというものを確立する前に、法人後見事務が先行していることも事実である。今年度は、需要に応え法人後見システムを早急に確立しなければならない。

現在、家庭裁判所を始めとする関係機関では、当法人がどのような法人後見システムを整備するのかについて注目していることを理解すべきである。これは、当法人がわが国における法人後見の5割前後を担っている状況から鑑みて、その実績から判断すれば当然の評価といえる。このことは、今後当法人が構築するシステムが我が国における法人後見の執務・体制基準になることを示唆している。

これを踏まえ、今年度は法人後見部を設け、法人後見事務等の受託管理体制を確立する。具体的な後見事務は各支部が行う仕組みなので、該当する支部においては法人後見委員会(仮称)等を設け、担当者・支部・本部、そして家庭裁判所との一貫した連絡・管理体制を築く。

5. リーガルサポートは、成年後見制度の担い手の本流として制度の改善に向けた提言、意見等を発表していく責任がある。会員はオピニオンリーダーとして『実践成年後見』を始めとする法律雑誌、新聞等へ意欲的に投稿を行う。また、諸外国の先進的な成年後見制度について情報の収集を行うとともに、必要に応じてシンポジウムを開催する。

さらに今年度は平成15年4月に成年後見制度の施行3周年を迎える節目の年である。

実際制度が施行され実務を行ってみると、立法段階であまり言及されなかった事項や初めて現出した論点もある。旧制度の時代から指摘されていながら、今回の法改正によって解決が先送りされた問題もある。運用実績を踏まえ、これらの検証を行い、必要な見直しの提言等を行うこともリーガルサポートの重要な役割の1つである。

具体的には、委員会を組織し、学者、法律専門家、福祉の専門家、公証人、裁判所等にも参加を呼びかけ、意見交換会などを開催し、より利用され易い成年後見制度の環境整備に努める。また必要に応じて提言等を行う。

提言の対象となる項目はさしあたり下記の通りである。

意思能力の調査・判定

市町村長の申立の促進と職権による開始

申立費用の負担方法

報酬の考え方

任意後見制度

任意後見契約の在り方

ライフプラン

精神保健福祉法と民法858条

身上配慮義務

事実行為の範囲

医療行為(手術等)の同意

死後の事務

法人後見

職業後見人のあり方

6. リーガルサポートは、設立以来「社団は1つ」のスローガンを掲げ、50支部・3055名全員の意識改革と結束を呼びかけてきた。

そして、支部等における研修会などには事情の許す限り出席し、意志疎通や情報交換、そして連絡・管理体制を構築してきた。

しかし、年1回の総会と支部会議の開催で一体感のある組織が実現するのか。どれだけ詰めた協議ができるのか。また、地域の事情を知ることができるのかという疑問もある。

今年度は、組織運営上の問題や実務上の問題を協議し、あわせて1つの社団としての共通認識を得るため、1～2回程度の司法書士会のブロック単位に対応した支部会議を開催する。

7. リーガルサポートは、すでに成年後見制度に欠くことのできない重要な受け皿団

体となっており、良質な成年後見人候補者を大量に且つ安定的に提供することが重要な社会的な責務となっている。すでに、後見人候補者名簿および後見監督人名簿の登載者数は平成14年3月31日現在1952名となっているが、この両名簿登載者の中には登載の更新の申請がされなかった会員もいる。これら名簿非更新会員に対しては引き続き研修の受講を呼びかけると共に、さまざまな機会を通じて、名簿への登載を呼びかけていく。また、名簿に登載していない会員に対しては、プールされている後見人候補者数が不足し、安定した供給に支障をきたしていることを説明し、同様に名簿への登載を呼びかける。

8. リーガルサポートは、3055名の会員と50支部を持つ全国組織であるが、これを維持するために常任理事を始めとする役員、委員等が懸命の努力をしている。会員や支部の連携体制や情報伝達を更に充実させるとすれば、事務職員の充実も考慮しなければならない。

事業の拡大に伴い委員会等の数も増加しており、更に今後の積極的な事業展開を計算すると財源確保は緊急の重要課題である。

今年度も引き続き関係団体等へ助成金要請活動を行うと共に、賛助会員の本格的な募集開始、「リーガルサポート成年後見養成講座」の充実等により安定した財政の確保に取り組みたい。また、出版事業についても、積極的に検討していきたい。さらに、支部におかれても、実情にあった努力と工夫をお願いしたい。

また、簡易裁判所における訴訟代理業務や司法書士法人の新設などの司法書士法等の改正という司法書士をとりまく環境の変化にも対応し、そこから派生する諸問題についての検討を行ない、定款・諸規定等の見直しを行う。

リーガルサポートの2年の活動を経て、組織の原型をほぼ作り上げると共に、今後の活動の方向性がみえてきたところである。リーガルサポートの最大の目的は、後見人の養成と指導監督に基づく後見人活動にあり、そして法律専門職能によるこのような全国組織は、我が国において他に類を見ない。この存在意義をもう一度かみしめて3年目のスタートを切るものとする。

第2 基本方針

- 1 . 依頼された相談には誠実に対応し、職業後見人としての信頼と評価を高めよう。
- 2 . 積極的な事業活動を行い、実績を上げよう。
(全員1人1件以上の申立又は契約締結の実行、全体で3000件を目標)
- 3 . 支部及び本部への事件報告を徹底して、制度の適切な運用に努めよう(社団は1つ)。
- 4 . 財源の確保に努め、効率の良い会務運営を心掛けよう。

第3 事業計画

1 . 「全国一斉無料成年後見相談」の開催

毎年恒例となっている全国一斉無料成年後見相談会を、本年も9月の老人保健週間にあわせ実施し、成年後見制度の普及と促進、潜在的な需要の掘り起こしを行う。

2 . 「リーガルサポート成年後見養成講座」の充実

成年後見人養成講座の本部における継続開催を実現するとともに、全国数支部における開催も検討し、情報過疎地域へのサービスの充実に努める。

3 . 出版・普及・広報活動の強化

出版事業については、『実践成年後見』の年複数回の発刊の実現をとおして、同誌の我が国における成年後見専門誌としての地位を確実なものにする。また、出版事業に対するニーズが今後見込まれるため、出版社との業務提携内容を明確にし、明文化する。

また、ビデオ制作、出版物等の発行の企画検討をとおして制度の一層の普及に努める。

広報事業については、本年度も引き続き各種情報・資料等の提供をすることにより、成

年後見制度の普及と利用促進に務めたい。

対外的広報活動としては、相談会等の実施や行政・関連団体及びマスコミ等への情報提供を積極的に行うことにより、リーガルサポートならびに成年後見制度を充分認知してもらうことを重点目標としたい。また、魅力のあるインターネットホームページを目指し、定期的な更新と速報性ある情報伝達を行いたい。

対内的広報活動としては、各種情報伝達・資料提供・意見交換等の場としてインターネットホームページの充実に努めるとともに、会員通信の発行及び月報司法書士等への投稿も継続して発行していきたい。

新入会者の促進と本法人の活動の周知を図ることを目的に、継続して『月報司法書士』への投稿をしていきたい。

また、本年は、利用者にとっての安心と利便性を考慮し、誰がリーガルサポートの会員で、かつ名簿搭載者であるかを識別できるよう、ステッカー等を作成したい。

平成13年度において作成した小冊子「いつも、あなたのそばに」が好評であり、在庫も不足するため、内容の見直し等を行ったうえで改訂版を発行する。

『全国一斉無料制年後見相談会』の実施

パンフレット『いつも、あなたのそばに』の改訂版の発行

インターネットホームページを利用した情報伝達の充実

ステッカーの作成

会員通信の発行及び月報司法書士への投稿

4. 「公益信託 成年後見助成基金」の支援

本基金の助成対象者は、運営委員会の選考を経て、受託者である三菱信託銀行が決定するが、受付整理等の受付事務の一部を当法人の総務委員会が委託をうけて行うとともに引き続き財政的支援等を行う。

5. 制度の見直しを提言する意見交換会、シンポジウムの開催

現在、後見執務を行う上で問題となっている諸論点について、学者、法律専門家、福祉の専門家、公証人、裁判所等にも参加を呼びかけ、意見交換会などを開催し、運用実績を踏まえた検証を行って、必要な見直しの提言等も検討する。

また、諸外国の先進的な成年後見制度についての情報収集を行うとともに、必要に応じてシンポジウムを開催する。

6. 研修及び業務研究の充実

- ・ 支部における研修に対するバックアップ体制の充実
 日司連等が主催する研修会について、リーガルサポートの単位付与の可能性について検討を行い日司連等と連携を深める。また、講師の紹介やビデオ研修の推奨も進めていく。
- ・ テキストの改訂のほか、共通補助教材の作成等
 テキストの改訂および共通補助教材の作成についてその方法を検討し、必要に応じて作成する。
- ・ 改定研修規程および同実施要綱の普及
 名簿登載申請に関し、本年7月1日から新たに必修科目の履修が要件となる旨の周知に努める。また、名簿登載の更新状況を検討し研修規程および同実施要綱の見直しの必要性の検討をする。
- ・ 業務研究の充実
 業務研究委員会における前年度までの研究成果を踏まえ、公正で確かな執務の実践のために、支部と連携しながら、執務上生じる様々な疑問点の研究と公表、執務状況の調査等を行う。
- ・ 会員執務の支援
 成年後見関連法が施行されて2年が経過したが、成年後見に関連する申立や契約書作成等に関して、実際の執務を行う会員が迷うことがある。こうした会員の執務をサポートするため、各支部に相談機構(執務相談室等)の設置を呼びかけたい。また、本部においても各支部に対するバックアップ体制を構築したいと考える。
 また、執務上における疑問点の研究、解明に努め、改善を要する事項に関しては関係機関との協議の機会を持てるよう申し入れを行う。

7. 本部及び支部の指導監督体制の強化

リーガルサポートの役割に対する社会的期待を考えると、執務を行う会員に対する指導・監督体制の充実は重要である。会員の業務報告書を中心とした事件の執務管理こそ、リーガルサポートの適正な運営を確保する要であるともいえる。そして、支部での指導監督基準やマニュアルを設定し、各支部の実情にあった体制作りを行うとともに、本部においても、効率的で効果的な執務管理の方法を検討していく。

8. 法人後見、法人後見監督に関する受託管理体制の確立

前年度からの懸案であった、法人後見事務・法人後見監督事務に関する受託管理体制を確立し、法人後見事務・法人後見監督事務を着実に遂行する。

また、事例の集積をもとに、法人後見として受任できるかどうかの基準についても現行の基準に再検討を加える。

9 . 地方公共団体、福祉団体、職能団体、民間企業等との連携の強化

地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等と交流し、ネットワークづくりの推進に努め、研修会等への講師派遣や情報交換、協議会、相互業務委託などに積極的に関わり、そのための各種検討を行う。

また、当法人の事業を推進する上で、補助金、助成金等の交付可能な団体の調査、交付申請の検討及び実施をする。

10 . 賛助会員の募集等による財源の確保

当法人の設立趣旨と社会的意義の理解と普及に努め、正会員、賛助会員及び寄付金の募集を行う。特に賛助会員の募集を重点に行い、財政基盤の確立を図る。

11 . 組織整備(事務局、各部各委員会、支部との連絡体制、ブロック内支部会議の開催等)

・事務局の運営及び事務局体制の充実

当法人の会員数は現在3055名であり、各事業並びに会員各位の活動をとおして、当法人への社会的期待が確実に高まってきている。日常の本部事務局への問い合わせ等事務量の増加のほか、成年後見人養成講座には申し込みが殺到し、電話がつかないほどの状況にある。

現在の、専務理事、事務局長、事務局職員2名の体制で維持していくことは困難であり、総務委員会の一層の協力要請を図りたい。

また、各事業にかかる適正かつ効果的な予算支出を確保し、各支部と本部との統一的な会計処理システムを構築する。

・定款・諸規則・諸規程の整備

・各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿の管理を行う。また後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行う。

・司法書士法の改正に伴う諸問題の検討並びにその対応

司法書士法人がリーガルサポート社員となる是非、司法書士法人と家庭裁判所(名簿登載と担当者の問題)との関係等、諸問題に対する検討を行う。

特に、包括補償保険制度については、司法書士ないし司法書士法人の業務範囲規定と職務賠償保険の範囲にも関連して検討を行う。

1 2 . 意思能力調査委員会準備室

本委員会については、民事司法鑑定実務等の状況を考慮し、当面、その準備室を司法書士を中心として設置する。準備室においては、成年後見制度における意思能力判定実務の動向、その問題点の把握と分析及びそれを基礎とした本法人の提言などを取りまとめるとともに、会員のこの分野に関する質問に対するアドバイス等を行なうこととする。2か月に1回を原則とした会議を開催するとともに、この分野の状況把握のために多方面にわたる調査などを行なうこととする。

1 3 . 業務審査委員会

定款上の本委員会の設置目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審議を中心として、成年後見実務上の問題点に関する検討及び会員へのアドバイス等も随時協議していくこととする。2か月に1回を原則とした会議を開催する。